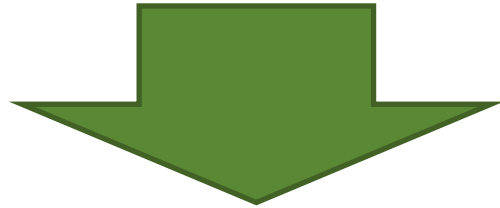


介護支援専門員実務研修における 実習受入に関する説明会

秋田県健康福祉部
長寿社会課 介護保険班

- **介護支援専門員を取り巻く最近の動向
資質向上の必要性**



- **介護支援専門員に係る研修制度の見直し
研修内容・時間の大幅増
主任介護支援専門員更新の創設**
- **実務研修に係る実習受入について**

介護支援専門員の公正・中立性の確保について

介護保険制度改革

平成17年度介護保険制度改革

○更新制を導入 ○主任介護支援専門員を導入 ○居宅介護支援事業所の管理者を介護支援専門員に限定 ○介護支援専門員一人当たりの標準担当件数を「50件」から「35件」へ

介護報酬改定

平成18年度報酬改定

○特定事業所集中減算の創設：正当な理由なく、特定の事業所に偏るケアプランを作成した場合は減算
○特定事業所加算の創設：中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行ったり、専門性の高い人材を確保するなど、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に対して加算を実施

平成21年度報酬改定

○特定事業所加算をより取得しやすくするため、特定事業所加算Ⅱを創設

介護支援専門員の公正・中立性の確保について

介護報酬改定

平成24年度報酬改定

- 質の高いケアマネジメントを推進していく観点から、加算の取得要件を見直す（特定事業所加算Ⅱの要件の追加）
 - ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
 - ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。等

平成27年度報酬改定

- 特定事業所加算の要件に、人員配置の強化や人材育成への協力体制整備を追加。特定事業所加算Ⅲを創設。
- 特定事業所集中減算の判定対象を、全てのサービスに拡大。集中割合を90%から80%超に引き下げ

その他

介護給付適正化事業（ケアプラン）の実施

不適正な報酬算定等の発見、ケアプランの質の向上等のために、各保険者において、介護給付費適正化事業としてケアプランの点検を実施

介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理【概要版】

【検討の背景】

- 地域包括ケアシステムの構築
⇒多職種協働、医療との連携の推進等
- 自立支援に資するケアマネジメントの推進



【見直しの視点】

- ①介護支援専門員自身の資質の向上に係る見直しの視点
- ②自立支援に資するケアマネジメントに向けた環境整備に係る見直しの視点

【具体的な改善策】

(1)ケアマネジメントの質の向上

- ①ケアマネジメントの質の向上に向けた取組
 - ・自立支援に資するケアマネジメントに向け、適切な課題抽出や評価のための新たな様式の活用を推進
 - ・多職種協働によるサービス担当者会議の重要性の共有と環境づくり
- ②介護支援専門員実務研修受講試験の見直し
 - ・試験の受験要件を法定資格保有者等に限定する見直しを検討
- ③介護支援専門員に係る研修制度の見直し
 - ・演習に重点を置いた研修制度への見直しや研修修了時の修了評価の実施について検討
 - ・実務研修の充実や基礎研修の必修化について検討
 - ・更新研修の実施方法や研修カリキュラムについて見直しを検討
 - ・研修指導者のためのガイドライン策定を推進
 - ・都道府県の圏域を超えた研修等の実施を検討
- ④主任介護支援専門員についての見直し
 - ・研修修了時の修了評価や更新制の導入について検討
 - ・主任介護支援専門員による初任段階の介護支援専門員に対する現場での実務研修の導入について検討
 - ・地域の介護支援専門員のネットワーク構築の推進
- ⑤ケアマネジメントの質の評価に向けた取組
 - ・ケアマネジメントプロセスの評価やアウトカム指標について調査研究を推進
 - ・ケアマネジメントの向上に向けた事例収集及び情報発信

(2)保険者機能の強化等

- ①地域ケア会議の機能強化(多職種協働による個別ケースの支援内容の検討を通じ、自立支援に資するケアマネジメント支援、ネットワーク構築、地域課題の把握、資源開発等を推進)
 - ・制度的な位置付けの強化
 - ・モデル事例の収集など地域ケア会議の普及・促進のための基盤整備
 - ・コーディネーター養成のための研修の取組
- ②居宅介護支援事業者の指定等のあり方
 - ・居宅介護支援事業者の指定権限の委譲を検討
- ③介護予防支援のあり方
 - ・地域包括支援センターへの介護予防支援を行う介護支援専門員の配置を推進
 - ・要支援者の状況に応じた支援のあり方について検討
- ④ケアマネジメントの評価の見直し
 - ・インフォーマルサービスに係るケアマネジメント評価の検討
 - ・簡素なケースについて、ケアマネジメントの効率化を検討

(3)医療との連携の促進

- ・医療に関する研修カリキュラムの充実
- ・在宅医療・介護の連携を担う機能の整備の推進
- ・主治医意見書の活用を促進する取組の推進

(4)介護保険施設の介護支援専門員

- ・相談員に対して介護支援専門員等の資格取得を推進

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

○現在、居宅介護支援事業者の指定は、事業所からの申請により都道府県が行うこととなっているが、指定都市・中核市以外の市町村にも指定権限を移譲する（平成30年度施行）

趣旨・目的

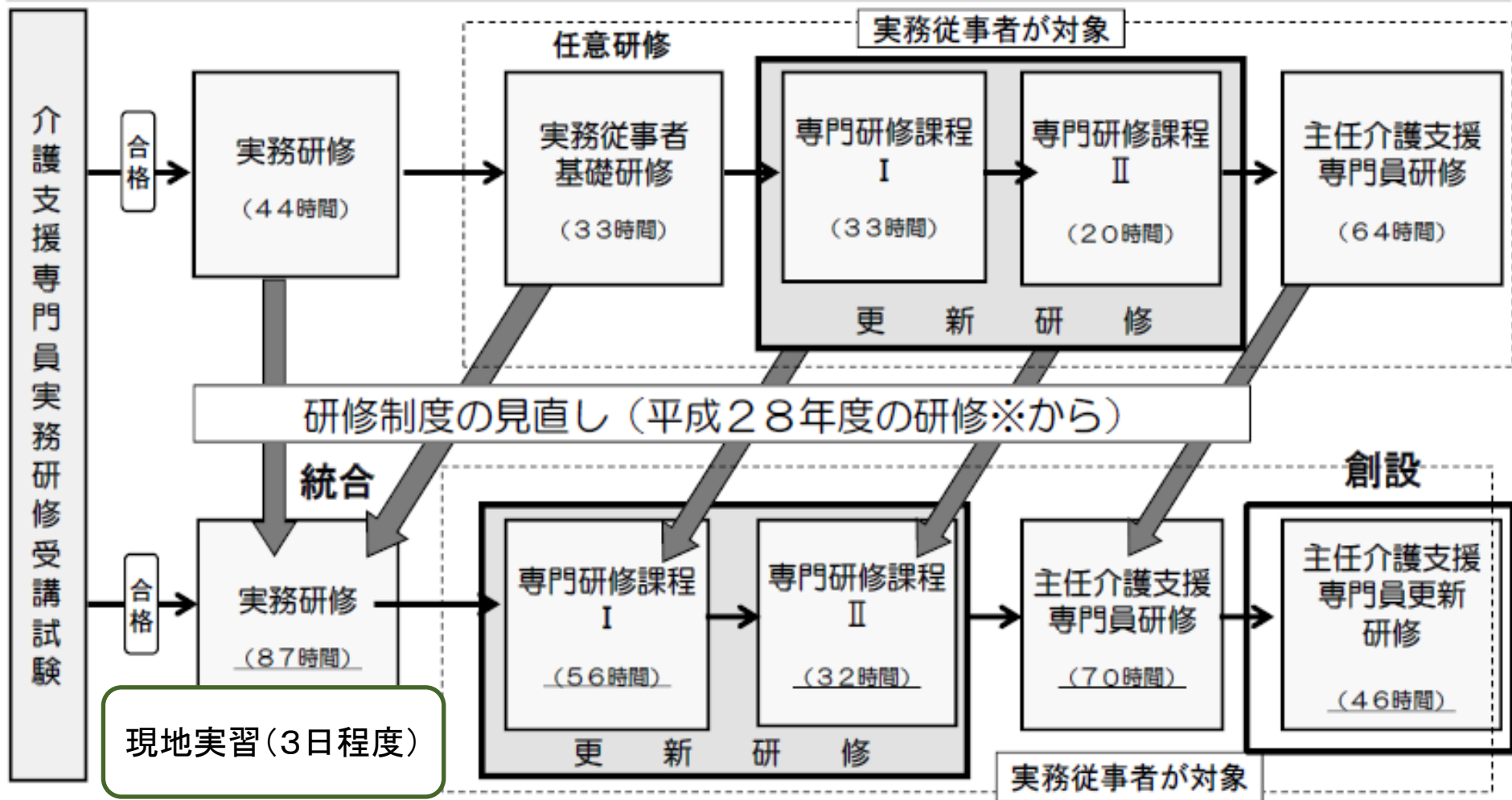
- ・自立支援に資するケアマネジメントや医療との連携・多職種協働を推進していくため、ケアマネジャー自身が資質向上に取り組む
- ・自立支援に資するケアマネジメントに取り組める環境整備を推進することも重要
- ・医療や生活支援のニーズが高い高齢者や認知症を有する高齢者などが増加していく中で、地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所のケアマネジャーと積極的に関わり、高齢者のニーズや地域課題の把握を幅広く行うとともに、ケアマネジメントに対する理解を高めていくことが必要。



保険者機能の強化

市町村によるケアマネジャーの支援を充実することを目的

介護支援専門員の研修制度の見直し



(※) 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

(注) 今回の主任更新研修以外の研修については、告示(平成26年6月2日)及び局長通知(平成26年7月4日)にて改正済。

研修カリキュラムの見直しのポイント①

見直しに当たっての基本的考え方

介護支援専門員

○地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を主とした自立支援に資するケアマネジメント

主任介護支援専門員

○地域や事業所におけるスーパーバイズ等を通じた人材育成
○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域作り

実践できる専門職として養成

「実務研修」と「実務従事者基礎研修」の統合

○地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働していくことなどが一層求められる。
○一方で、ケアマネジメントについて様々な指摘。

○初めて実務に就く介護支援専門員が円滑に業務を行える知識・技術を身につけ、求められる役割が適切に果たせるよう、入口の研修課程となる「実務研修」を充実させることが必要

追加：見学実習

実務研修



実務従事者基礎研修

研修カリキュラムの見直しのポイント②

主任介護支援専門員更新研修の創設

主任専門職として求められる役割

- 介護支援専門員の人材育成
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域作り など

○主任介護支援専門員として継続的な資質向上を図ることが必要

更新時における研修の実施

主任介護支援専門員の更新制の導入

修了評価の実施

○各研修における内容を理解し、専門職として修得しておくべき知識・技術の到達目標に達しているかどうかの確認が重要

研修修了時に修了評価の実施を導入

介護支援専門員に係る研修制度の見直し

ケアマネジャー

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとした多職種との連携・協働
- 利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントの実践

主任ケアマネジャー

- 地域や事業所内におけるケアマネジャーの人材育成(スーパーバイズ機能の強化)
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域作りの実践



実務研修の見直し

- 自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、「ケアマネジメントのプロセスの概観」「サービス担当者会議」の科目を新設するなど、ケアマネジメントプロセスに係る研修内容を充実
- 地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、「地域包括ケアと社会資源」「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」「介護支援専門員に求められるケアマネジメント(チームマネジメント)」の科目を新設
- より実践的な研修内容とするため、「ケアマネジメントの展開」として演習時間を確保

カリキュラム見直しのポイント「実務研修」

見直しの視点

○利用者の自立支援に必要なケアマネジメントの基本の修得



○介護支援専門員に関わる制度等の理解

○地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、専門職として役割を果たすことができる介護支援専門員の養成

見直しのポイント

○自立支援に資するケアマネジメントの実践

○ケアマネジメントプロセスに係る研修内容の充実「ケアマネジメントのプロセス」「サービス担当者会議の意義及び進め方」の課目を新設

○自立支援に資するケアマネジメントの実践

○「地域包括ケアシステム及び社会資源」「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」「介護支援専門員に求められるマネジメント」の課目を新設

○より実践的な研修内容

○要介護者等に多く見られる事例を用いて演習を行う「ケアマネジメントの展開」の課目を新設

○実務研修の充実

11

○実務従事者基礎研修を統合し、研修修了後の実務により適切に対応できるよう研修内容及び時間を拡充

介護支援専門員研修科目の変更について

介護支援専門員実務研修の見直しについて

研修科目（介護支援専門員実務研修）		時間
講義	介護保険制度の理念と介護支援専門員	2
	介護支援サービス（ケアマネジメント）の基本	2
	要介護認定等の基礎	2
	介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術	
	受付及び相談と契約	1
	アセスメント、ニーズの把握の方法	2
	居宅サービス計画等の作成	2
	モニタリングの方法	2
	実習オリエンテーション	1
	介護支援サービス（ケアマネジメント）の展開技術	
	相談面接技術の理解	3
	地域包括支援センターの概要	2
	介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術	
	アセスメント、ニーズの把握の方法	4
演習	アセスメント、居宅サービス計画等作成演習	6
	居宅サービス計画等の作成	4
	介護予防支援（ケアマネジメント）	4
	介護支援サービス（ケアマネジメント）の展開技術	
演習	チームアプローチ演習	3
	意見交換、講評	1
	介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習	
合計		44

任意研修で
あった実務従
事者基礎研修
を統合
（＝実務研修
の充実）

研修科目（介護支援専門員実務従事者基礎研修）		時間
講義	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	7
	ケアマネジメント演習講評	6
	ケアマネジメント点検演習	14
演習	研修を振り返っての意見交換、ネットワーク作り	3
	合計	33

研修科目（新・介護支援専門員実務研修）		時間
講義	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	3
	ケアマネジメントに係る法令等の理解（新）	2
	地域包括ケアシステム及び社会資源（新）	3
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義（新）	3
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理（新）	2
	ケアマネジメントのプロセス（新）	2
	実習オリエンテーション	1
	自立支援のためのケアマネジメントの基本	6
	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	4
	利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意（新）	2
	介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）（新）	2
	ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術	
	受付及び相談並びに契約	1
	アセスメント及びニーズの把握の方法	6
講義・演習	居宅サービス計画等の作成	4
	サービス担当者会議の意義及び進め方（新）	4
	モニタリング及び評価	4
	実習振り返り	3
講義・演習	ケアマネジメントの展開（新）	
	基礎理解	3
	脳血管疾患に関する事例	5
	認知症に関する事例	5
	筋骨格系疾患と廃用症候群に関する事例	5
	内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	5
	看取りに関する事例	5
	アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習（新）	5
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2
	ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	12
合計		87

介護支援専門員研修科目の変更について

介護支援専門員専門研修の見直しについて

研修科目（専門研修Ⅰ）		時間
講義	介護保険制度論	2
	対人個別援助	2
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	1
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	3
	保健医療福祉の基礎理解「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」	4
	保健医療福祉の基礎理解「社会資源活用」	3
	保健医療福祉の基礎理解「人格の尊重及び権利擁護」 ※	2
	保健医療福祉の基礎理解「リハビリテーション」 ※	3
	保健医療福祉の基礎理解「認知症高齢者・精神疾患」 ※	3
	サービスの活用と連携「訪問介護・訪問入浴介護」 ※	3
	サービスの活用と連携「訪問看護・訪問リハビリテーション」 ※	3
	サービスの活用と連携「居宅療養管理指導」 ※	3
	サービスの活用と連携「通所介護・通所リハビリテーション」 ※	3
	サービスの活用と連携「短期入所・介護保険施設」 ※	3
	サービスの活用と連携「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」 ※	3
	サービスの活用と連携「福祉用具・住宅改修」 ※	3
演習	対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）	9
	※3科目を選択して受講	合計 33

研修科目（専門研修Ⅱ）		時間
講義	介護支援専門員特別講義	2
	介護支援専門員の課題	3
	「居宅介護支援」事例研究 ※1	6
	「施設介護支援」事例研究 ※2	6
演習	サービス担当者会議演習	3
	「居宅介護支援」演習 ※1	6
	「施設介護支援」演習 ※2	6
	※1か※2を選択して受講	合計 20

研修科目（専門研修Ⅰ）		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	3
	対人個別援助技術及び地域援助技術	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践（新）	4
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習（新）	2
講義・演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	12
	ケアマネジメントの演習（新）	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	4
	研修全体を振り返るための意見交換、講評及びネットワーク作り（新）	2
	合計	56

研修科目（専門研修Ⅱ）		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	4
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（新）	
講義・演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	4
	合計	32

介護支援専門員研修科目の変更について

主任介護支援専門員研修の見直しについて

別紙1

研修課目		時間
講義	対人援助者監督指導（スーパービジョン）	6
	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	3
	人事・経営管理に関する講義	3
	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3
	ターミナルケア	3
	人事・経営管理	3
	サービス展開におけるリスクマネジメント	3
演習	対人援助者監督指導	12
	地域援助技術	3
	事例研究及び事例指導方法	18
合計		64

研修課目		時間
講義	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2
	ターミナルケア	3
	人材育成及び業務管理	3
	運営管理におけるリスクマネジメント	3
	地域援助技術	6
講義・演習	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現（新）	6
	対人援助者監督指導	18
	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	24
	合計	70

※主任介護支援専門員更新研修として新たに創設

研修課目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向（新）	4
講義・演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践（新）	
	リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例	6
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6
	認知症に関する事例	6
	入退院時等における医療との連携に関する事例	6
	家族への支援の視点が必要な事例	6
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	6
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	6
合計		46

介護支援専門員実務研修における実習について

介護支援専門員研修課程の見直しに伴い、実務研修の実習については、

- ・ケアマネジメントの実践現場の実態を認識する機会
- ・実施上の効果を高めるため、指導方法を強化の観点で見直し、実施要綱(※)において実習における留意点を新たに記載。このため、実務研修の実習の実施に当たっては居宅介護支援事業所の協力が必要

※「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日老発0704第2号介護支援専門員実務研修実施要綱

介護支援専門員実務研修における実習について

介護支援専門員実務研修実施要綱(抜粋)

4 研修実施上の留意点

(1)研修実施方法

イ 実習における留意点

実習先としては、特定事業所加算を取得している事業所のような指導体制が整っている事業所で行うことが適切であり、主任介護支援専門員が配置されている事業所に協力してもらうことが適当である。

実習に当たっては、一つの事例だけではなく、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験することが効果的であり、アセスメントからモニタリングまでの一連のケアマネジメントプロセス(同行等による利用者の居宅訪問、サービス担当者会議開催のための準備や当該会議への同席も含む)を経験することが適当である。

介護支援専門員実務研修における実習について

介護支援専門員実務研修実施要綱(抜粋)

なお、実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がなく、会議に同席できなかった場合には、実習先の指導者によって、サービス担当者会議の準備や会議当日の議事進行の方法等を説明することにより理解を促すこと。

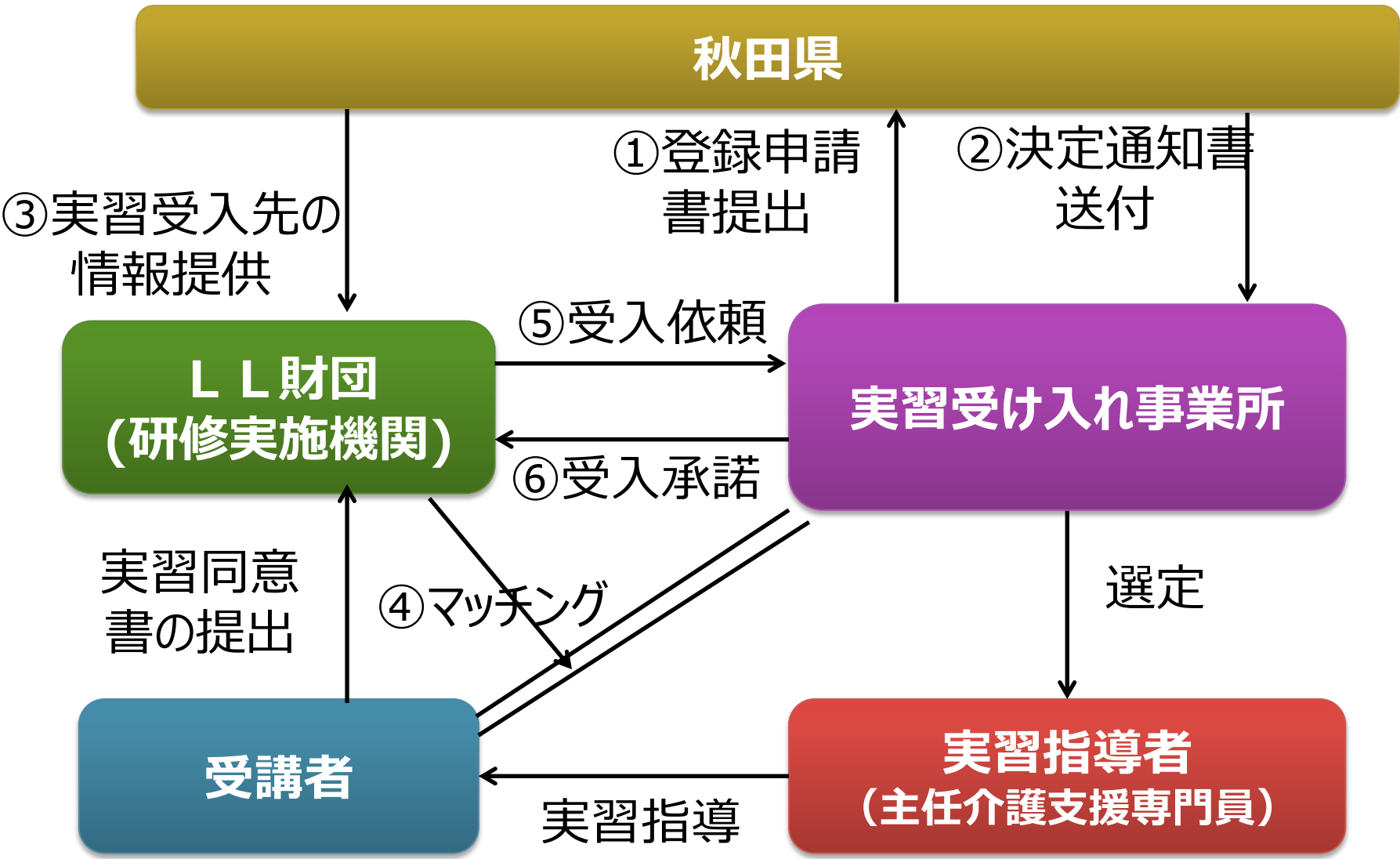
実習においては、事前に実習に係る対象者等の同意を得ると共に、特に対象者の安全の確保や知り得た秘密の厳守について万全を期すよう受講者に周知徹底すること。

「新カリキュラム」における実習見直しのねらい

一つの事例についてしっかりと
取り組んで
ケアプランを
作成する

複数の利用者の
生活の様子を知る
ことにより、複数の
事例について
ケアマネジメント
プロセスを
経験する

介護支援専門員実務研修「実習協力事業所」に係る登録手続きについて



今後の流れ

- 8 / 3 0 説明会
- 9 月中旬までに・・事業所から登録申請書提出
- 9 月下旬..... 県より登録決定通知書送付
- 1 0 / 1 7 ✕ 切・・既に特定事業所加算を取得している事業所は届出書を提出
- 1 0 月下旬～1 1 月頃・・・受入依頼書の受理、承諾書の提出
- 1 1 月下旬頃・・・実習指導者に対する研修(予定)
- 1 2 月..... 実務研修開始(実習が始まるのは 1 月以降)

実習受け入れ機関が取り組むべきことの全体像

準備

実習受け入れ事業所としての協力

実習指導者の選定、指導者向け研修等への参加

実施

オリエンテーション、訪問へ向けた実習準備

実習の実施（同行訪問を通じた指導、記録の作成支援等）

フォロー

実習後の振り返り、受講者へのフィードバック

実習の実施全体の振り返り

※実習受入に伴い発生する経費は、事業所負担をお願いします。

実習の準備・実施・フォローアップ

- 受講者に対する実習準備

- 前期課程で学んだ内容の振り返り、実習における課題設定
- 実習に参加する上での心構え・基本的振る舞いの確認

- 実習の実施

- ケアマネジメントプロセスの体験、高齢者の多様な生活実態を知る
- 現場でしか得られない情報の収集、振り返りのための記録

- 実習後の振り返り、フォローアップ

- 実習を通じて体感する「迷い」「悩み」「不安」の言語化支援
- 前期課程で学んだプロセスを実習では実践できなかった点（課題）を明らかにし、後期課程に入る前にフォローアップ（自習、補習等）

実習受け入れ事業所が取り組むべきこと【準備】

- ・ 実習受け入れ機関の届け出及び選定への協力
 - － 特定事業所加算取得事業所には地域全体のケアマネジメントの水準を底上げしていくという、地域への貢献が期待されている
 - － 都道府県が実施する受入可能調査に協力する
- ・ 実習指導者の選定、指導者向け研修への参加

実習指導者の選定、指導者向け研修への参加

実習指導者の選定

実習対象事例の選定

実習対象事例となる高齢者への事前同意の取得

サービス担当者会議等での合意

実習指導者の業務量の平準化

実習指導者向けの説明

実習受け入れ機関が取り組むべきこと【実施】

- **オリエンテーション、訪問に向けた実習準備**

ケアマネジメント
の実務の全体
像の説明

訪問時のコミュ
ニケーションに
対する留意点
の確認

利用者情報の
共有

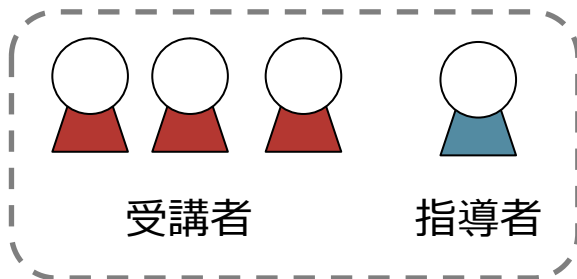
実習を通じて学
ぼうとする課題
の設定

- **実習の実施（同行訪問を通じた指導、記録の作成支援等）**

- 合計の実習時間数が3日程度相当になればよい
- ご高齢者についての情報を事前に理解し確認しておくよう徹底する
- 実習記録用紙については、原則として実習実施当日中に作成
- 実習指導者1人で複数の受講生を担当する場合、利用者宅への同行訪問などの場合には実習環境に配慮し、1人あるいは数名ずつが参加するといった工夫を行う

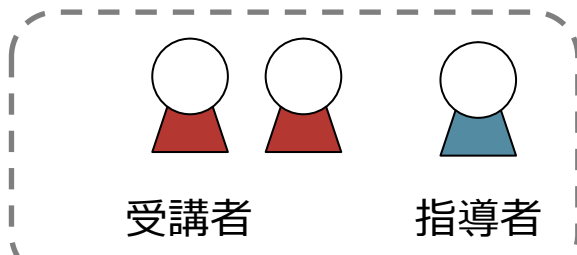
実習環境への配慮

- 複数名でも参加できる場にはまとめて実施

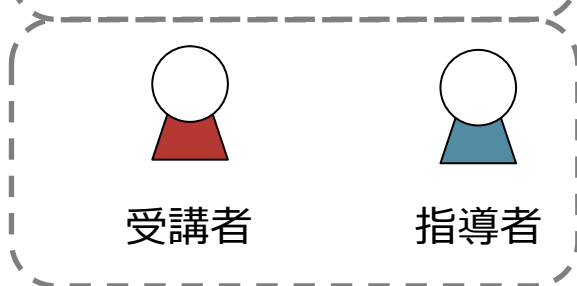


- オリエンテーション
- サービス担当者会議や
地域ケア会議への参加

- 利用者宅への同行訪問などは 1 ～ 2 名に分けて実施



利用者宅への同行訪問



(上記の機会とは別に)
利用者宅への同行訪問

実習スケジュールの組み立て方（イメージ）

例 1

	9:00-	10:30-	13:00-	14:30-	16:00-	17:30-
1日目	事務所でオリエンテーション		訪問	訪問	振り返り	
2日目	訪問	担当者会議	担当者会議	訪問	振り返り	
3日目	ケア会議	訪問	担当者会議	事務所で振り返り		

 事前の
実習目標の設定

 事後の振り返り

例 2

	9:00-	10:30-	13:00-	14:30-	16:00-	17:30-
1日目	事務所でオリエンテーション		訪問	訪問	振り返り	
2日目			担当者会議	訪問	振り返り	
3日目					担当者会議	訪問
4日目	ケア会議	担当者会議				
5日目			訪問	事務所で振り返り		

- 必ずしも
3日間連続で
実施しなくても良い
- 実習にかかる
時間の合計を、
3日程度相当を
目安とすること

実習受け入れ事業所が取り組むべきこと【フォロー】

- **実習後の振り返り、受講者へのフィードバック**
 - 実習期間中毎日作成する研修記録シートが振り返りの基本材料
 - 学習のねらいに対してどのような成果があったかを評価する
 - 受講者が言語化しにくいことを少しずつ具体化するプロセスが重要
 - 実習指導者は、受講者が今後さらに学んでいくべきことを具体化する
 - （一事業所で複数受講者を受け入れている場合）他の受講者の学びの共有
- **実習の実施全体の評価・振り返り**
 - 管理者等と実習指導者での実習受け入れ全体の振り返り
 - 都道府県あるいは研修実施機関への受け入れに係る課題の報告

質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進（特定事業所加算の見直し）

算定要件

（人員配置及び要件に変更のある部分のみ記載）

〔現行〕

特定事業所加算Ⅰ（500単位／月）

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を 1名以上 配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を 3名以上 配置
- 3 中重度者の占める割合が 50%以上
- 4 （新規）

**ケアマネジメント水準
の底上げ
地域への貢献が期待**

特定事業所加算Ⅱ（300単位／月）

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を 1名以上 配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を 2名以上 配置
- 3 （新規）

〔改正後〕

（新）特定事業所加算Ⅰ（500単位／月）

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を 2名以上 配置
- 2 （継続）
- 3 中重度の利用者の占める割合が 40%以上
- 4 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備

（新）特定事業所加算Ⅱ（400単位／月）

- 1 （継続）
- 2 常勤専従の介護支援専門員を 3名以上 配置
- 3 法定研修等における実習受入事業所になるなど人材育成への協力体制の整備

（新）特定事業所加算Ⅲ（300単位／月）

- 1 （継続）
- 2 （継続）
- 3 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備

(参考) 特定事業所加算

質の高いケアマネジメントを提供する事業所に対する加算

○算定要件((Ⅰ)、(Ⅱ)の算定はいずれか一方に限る)

- ・特定事業所加算(Ⅰ) 500単位/月
- ・特定事業所加算(Ⅱ) 300単位/月

【特定事業所加算(Ⅰ)】

- ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること
- ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること
- ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～5である者の割合が5割以上であること
- ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること
- ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
- ⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと

【特定事業所加算(Ⅱ)】(Ⅰ)の①③④⑥⑦⑨⑩を満たすこと並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

実習受け入れ証明に盛り込むべき事項

特定事業所加算の 算定要件に関する事	・ 事業所名（事業所番号） ・ 実習受け入れ期間 ・ 実習受け入れ人数 ・ 管理者あるいは実習受け入れの責任者
主任介護支援専門員 更新研修の受講要件 に関する事	・ 研修指導者名（及び介護支援専門員／主任介護支援専門員の別） ・ 各研修指導者が担当した実習者数 ・ 各研修指導者が実習で提供した事例数、事例概要
研修実施機関 （本文書の作成者） に関する事	・ 研修実施機関名 ・ 当該研修の実施に係る研修実施機関の責任者名